

近郊緑地保全区域制度について

1．近郊緑地保全区域について

「近郊緑地」とは、首都圏の近郊整備地帯の緑地であって、樹林地、水辺地等が一体となって良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものです。（首都圏近郊緑地保全法第2条）

国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、「近郊緑地保全区域」に指定することができます。（同法第3条）

2．近郊緑地保全区域における行為の届出など

(1) 行為の届出

保全区域（特別緑地保全地区を除く）において、次に掲げる行為をしようとする者は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令（第2条）で定めるもの等を除き、あらかじめ、知事又は政令市長に届出が必要となります。（同法第7条）

建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
木竹の伐採

水面の埋立て又は干拓

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

(2) 知事及び政令市長の助言・勧告

届出をされた行為について、当該近郊緑地の保全のために必要がある場合には、知事又は政令市長が、助言・勧告をすることがあります。（同法第7条）

3．近郊緑地特別保全地区について

近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされる土地の区域については、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができます。（同法第5条）

この近郊緑地特別保全地区に定められた土地においては、一定の行為について許可を受ける必要があります。（都市緑地法第14条）